

○養老町前金払取扱要綱

平成21年9月30日

告示第115号

改正 平成22年3月31日告示第46号

平成23年3月10日告示第35号

平成25年3月29日告示第52号

平成26年3月31日告示第46号

平成28年9月9日告示第80号

平成29年3月29日告示第44号

平成30年10月26日告示第143号

令和2年3月23日告示第47号

令和3年3月26日告示第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条に規定する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条に規定する公共工事をいう。以下「工事」という。）の前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払等の支払基準等)

第2条 前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）ができる経費の範囲及び割合は、別表に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況によっては、その割合を変更することができる。

2 前金払等の額は、別表に定める経費の範囲に応じ、当該経費に係る請負金額に同表に定める割合（以下「別表割合」という。）を乗じて得た額以内とする。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

る。

3 中間前金払は、次の各号に掲げる要件（以下「認定要件」という。）をすべて満たしている場合にできるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（前払金等の請求等）

第3条 前金払等を受けようとする請負者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、工事期間を保証期間として同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、前払金請求書（様式第1号）又は中間前払金請求書（様式第2号）に当該保証契約の保証証書を添えて町長に請求しなければならない。この場合において、町長が必要と認めるときは、請負者に対して、前払金等使途明細書（様式第3号）の提出を求めることができる。

2 中間前金払を受けようとする請負者は、あらかじめ中間前金払認定請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の請求書が提出されたときは、これを審査し、認定要件を満たしていると認めるときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を中間前金払認定調書（様式第5号）により当該認定を請求した者に通知しなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金等を支払わなければならない。

（前払金等の変更）

第4条 町長は、工事等の内容変更その他の理由により請負金額を増額した場合に

において、増額後の請負金額に工事については10分の4（中間前金払を行ったときは、10分の6）、設計業務等委託については10分の3をそれぞれ乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）から支払済みの前払金等の額を減じて得た額（以下この項において「不足額」という。）の当該増額後の請負金額に対する割合が10分の1を超えるときは、不足額に相当する額を限度として前金払等を行うことができる。

- 2 町長は、工事等の内容変更その他の理由により請負金額を減額した場合において、支払済みの前払金等の額から減額後の請負金額に工事については10分の4（中間前金払を行ったときは、10分の6）、設計業務等委託については10分の3をそれぞれ乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じて得た額（以下この項において「超過額」という。）の当該減額後の請負金額に対する割合が10分の1を超えるときは、超過額に相当する額を返還させるものとする。

（前払金等の使途）

第5条 前払金等は、別表に定める経費の範囲以外の支払に充当してはならない。

（前払金等の返還等）

第6条 町長は、前金払等を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前払金等の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金等を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除されたとき。
- (3) 前金払等を受けた者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- (4) 保証契約を解除されたとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めるとき。

- 2 第4条第2項の規定による前払金等の返還期限は、請負金額を減額した日から

20日以内とする。

3 第1項の規定による前払金等の返還期限は、当該事実等を知った日から20日以内とする。

4 町長は、前2項に規定する期間内に前払金等が返還されないときは、当該期限の翌日から返還される日までの日数に応じ、当該未返還の前払金等の額に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収することができる。

(部分払)

第7条 前金払が行われた工事について部分払をするときは、部分払として認められた額と請負金額の割合を前払金に乗じて得た額を部分払として認められた額より控除するものとする。

2 部分払を受けようとする請負者は、部分払請求書(様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

3 中間前金払が行われた工事については、部分払はできないものとする。

(債務負担行為に基づく契約に係る前金払等の取扱い)

第8条 債務負担行為に基づく契約に係る前金払等については、第2条、第4条、第6条、第7条及び別表の規定中「請負金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を準用する。ただし、年度末において契約を締結する場合における契約年度の前払金については、その年度の前払金の範囲内で支払ができる場合に限り、第2条、第4条、第6条、第7条及び別表の規定中「請負金額」とあるのは「契約年度及び翌年度における出来高予定額」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 前項に規定するもののほか、債務負担行為に基づく契約に係る中間前金払については、第2条第3項各号の規定中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第46号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日告示第35号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第52号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第46号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月9日告示第80号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第44号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月26日告示第143号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第47号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第69号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条、第8条関係）

経費の範囲		前金払等の割合
工事	1件の請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建	前金払の割合は、請負金額の10分の4以内とする。 中間前金払の割合は、請負金額の10分の2以内とし、前金払との合計

	<p>築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>割合を請負金額の10分の6以内とする。</p>
<p>設計業務等委託</p>	<p>1件の請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事の測量、設計又は調査において、当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、</p>	<p>前金払の割合は、請負金額の10分の3以内とする。</p>

動力費、支払運賃及び保証料 に相当する額として必要な 経費	
-------------------------------------	--

様式第1号(第3条、第4条関係)

前 払 金 請 求 書	
金 _____ 円也	
ただし、 (請負金額	第 _____ 号 円) 請負金額の前払金として
上記のとおり請負金額の前金払をされるよう保証証書を添えて請求します。	
年 月 日	
養老町長	様
	請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名
	印

金融機関名			
種 類	普通・当座	口座番号	
預金名義人			
通 知 書 送 付 先	住 所		
	氏 名		



様式第2号(第3条、第4条関係)

中 間 前 払 金 請 求 書	
金 _____ 円也	
ただし、	第 _____ 号 _____ 請負金額の中間前払金として
〔 請負金額 _____ 円 〕	
〔 前払金受領額 _____ 円 〕	
上記のとおり請負金額の中間前払金をされるよう保証証書を添えて請求します。	
年 _____ 月 _____ 日	
養老町長 _____	様 _____
	請負者 住 _____ 所 商号又は名称 代表者氏名 _____ 印

金融機関名			
種 類	普通・当座	口座番号	
預金名義人			
通 知 書 送 付 先	住 所		
	氏 名		

様式第3号(第3条、第4条関係)

前払金等使途明細書

種別	品目	金額(円)	備考

様式第4号(第3条、第4条関係)

中間前金払認定請求書

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので要件を具備していることを認定されるよう関係書類を添えて請求します。

仕様書番号	第 号
工事名	
契約締結日	年 月 日
工事場所	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	円
前払金額	円
添付書類	実施工程表、履行状況報告書

年 月 日

養老町長 様

請負者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

様式第5号(第3条、第4条関係)

中間前金払認定調書

年 月 日付けで請求のあった中間前金払認定請求書に基づき、当該工事の進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

仕様書番号	第 号
工 事 名	
契約締結日	年 月 日
工 事 場 所	
工 期	年 月 日～ 年 月 日
請 負 金 額	円
前 払 金 額	円

年 月 日

請負者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

養老町長 印

様式第6号(第7条関係)

部 分 払 請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、第 号 第 回部分払として

請 負 金 額	円	A
出来形部分等による請負金額相当額	円	$A \times \% = B$
上 記 の 9 / 10 の 額	円	$B \times 0.9 = C$
前 払 金 受 領 済 額	円	D
出来形部分等に相当する前払金額	円	$D \times \% = E$
前回までの部分払受領済額	円	F
今 回 請 求 限 度 額	円	$C - (E + F)$
今 回 請 求 額	円	

上記のとおり請求します。

年 月 日

養老町長 様

請負者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

様式第1号 (第3条、第4条関係)

様式第2号 (第3条、第4条関係)

様式第3号 (第3条、第4条関係)

様式第4号 (第3条、第4条関係)

様式第5号 (第3条、第4条関係)

様式第6号 (第7条関係)